



厚生労働省

千葉労働局

Press Release



千葉労働局発表

平成27年1月15日

担当	厚生労働省 千葉労働局労働基準部監督課 監督課長 江口勇次 主任監察監督官 篠崎和代 (電話) 043(221)2304
----	--

報道関係者 各位

## 「働き方改革」の実現に向けて ～千葉労働局働き方改革推進本部を設置しました～

週の労働時間が60時間以上の者の割合を5%まで減らし、

年次有給休暇の取得率を70%とすること

を目標に取り組んでまいります。

千葉労働局（局長 小澤真一）では、局長を本部長とする「千葉労働局働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等、千葉県内の企業における「働き方改革」の実現に向けた取組を強化することといたしましたので、お知らせいたします。

### 取組の背景・目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和、女性の活躍促進等を進めます。

法定労働条件が守られるべきことは当然ですが、これを前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、始業及び終業の時刻の設定の見直し、勤務地や勤務時間等を限定した多様な正社員制度、適正な労働条件の下でのテレワークの普及などの「働き方改革」を進めていくことが求められています。

平成26年6月24日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014では、新たに講ずべき具体的施策として「働き方改革の実現」が掲げられ、また、平成26年11月28日に施行された「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）では、基本理念として「仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること」などが掲げられています。

### 推進本部の実施事項

企業経営陣への働きかけ・支援、先進的な取組事例の収集、周知等、地域における働き方改革の気運の醸成等を図ります。当面、新成長戦略（平成22年6月閣議決定）で掲げられた、平成32年までに週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合を5%まで減らすこと、年次有給休暇取得率を70%とすることを目標とします。

### 労働時間等の現状（参考資料1参照）

千葉県における1か月当たりの総実労働時間は139.8時間と全国平均（145.5時間）より短くなっているものの、所定外労働時間は10.6時間と全国平均と同水準です（平成25年）。一方、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は10.2%と全国平均（9.6%）より多く、全国で多い順で5番目となっており、いわゆる「労働時間分布の長短二極化」の傾向がより強くなっています。

年次有給休暇の取得率は全国平均で48.8%で、近年5割を下回る水準で低迷しています。

# 長時間労働削減推進本部

## 【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）に、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれ、本年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立。長時間労働対策の強化は喫緊の課題。

⇒ 大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置（平成26年9月30日）

本部長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事務局長 労働基準局長

## 過重労働等撲滅チーム

- ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施
  - i 相当の時間外労働時間が認められる事業場等
  - ii 過労死等に係る労災請求がなされた事業場等を対象に、重点監督を実施。
- ② 相談体制の強化
- ③ 労使団体への要請
- ④ 過労死等の防止に向けた取組

## 働き方改革・休暇取得促進チーム

- ① 本省幹部による企業経営陣への働きかけ
- ② 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進
- ③ 切れ目のない年次有給休暇取得促進

各都道府県労働局に設置  
（平成27年1月）

## 省内長時間労働削減推進チーム

若手職員からの意見聴取や民間企業へヒアリング等を行い、以下の方策を検討・実施

- ① 長時間労働に係る負担軽減方策について
- ② 早期退庁・休暇取得促進方策について
- ③ 早期退庁後や休暇の有効な活用事例について

## 働き方改革推進本部

（本部長 都道府県労働局長）

### 企業の自主的な働き方の見直しを推進

- ① 労働局長、労働基準部長による企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる時短など）
- ② 地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）

### 〈協力要請・連携〉

- ・ 都道府県
- ・ 市町村
- ・ 事業主団体
- ・ 労働団体 等

### 「地方創生」につなげる

- 仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備
- 地域の特性を生かした、魅力ある就業の機会の創出

## 都道府県労働局に、労働局長を本部長とする「働き方改革推進本部」を設置（平成27年1月設置）

### 企業経営陣への働きかけ・支援、地域における働き方改革の気運の醸成

- 地域の経済団体・労働団体のトップ等に対し、働き方改革に対する協力を要請
- 労働局長や労働基準部長が、**地域のリーディングカンパニー**を訪問  
企業トップに対して、働き方改革に向けた取組を働きかけ  
働き方・休み方コンサルタントによる企業に対する助言等の支援
- 企業における**先進的な取組事例の収集、周知**

先進的な取組事例等について、本省**ポータルサイト**を活用して**情報発信**（平成27年1月本省に開設）

- 事業主団体主催の会合等あらゆる機会を通じた気運の醸成

◆企業の自主的な働き方の見直しを推進

◆地域における働き方改革の気運の醸成